

内閣委員會議録 第十四号

昭和二十七年四月一日(火曜日)

午前十一時二十九分開議

出席委員

委員長 八木 一郎君

理事 青木 正君 理事 大内 一郎君

理事 船田 亨二君 理事 鈴木 義男君

理事 川端 佳夫君 理事 鈴木 明良君

理事 坪井 信三君 理事 橋本 龍伍君

理事 平井 義一君 理事 平澤 長吉君

理事 平川 篤雄君 理事 松岡 駒吉君

今野 武雄君

出席國務大臣

國務大臣 大橋 武夫君

出席政府委員

警察予備隊本部次長 江口見登留君

警察予備隊本部 中村 卓君

警察予備隊本部 窪谷 直光君

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

警察予備隊本部 菅野 文書課長

本日は警察予備隊令の一部を改正する等の法律案内閣提出(第二四号)を議題としたし、討論、採決を行いました。討論の通告がありますから、これを許します。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 この警察予備隊の改正法律案につきましては、わが党は警察予備隊のあり方について、根本的に違つた考えを持つておられます。その他の理由等をもまして、反対いたしますのであります。

国内の治安維持のためには、警察力の強化を必要とするのはもちろんであります。ことに軍隊のない国において、国内治安を維持するというのに、ある程度整備を持つた、機動的に働く警察力の必要なることは認めるのであります。今日の国警、自治警等がはなはだ弱体、不活発なものであり、一向能率を上げておられないという点に對しては、われわれ遺憾に存じておるのであります。何らかの形でこれを強化しなければならぬというこ

とは考えておりますが、しかし現在の警察予備隊という形のものには憲法にも違反いたしますし、また適当なものではないと信じておるわけであります。そうしてこれをもし外敵に対する防衛力であるといふことは憲法の規定しておるところであり、諸般の情勢から見ても、眞に日本を領土的に侵略奪取するといふようなものが現われ

るという予想が立てられない限り、みだりに持つべきでない。また持つとい

たしましても、それはアメリカの軍隊が駐留するといふにしても、これに匹敵し、それ以上の数と武装を持つた近代軍隊でなければ、そういう外敵に對して国を守り得るようなものはあり得ないと思つておられます。か

ら、その意味においても軽々にかくのごときものを考えるべきでない。かりに百歩を譲つて、若干の日本侵略の危険があるといふにしても、日本の財政は今日これを許さないといふこと

は、何人が考えても明らかでございまして、軍備などは今考へるときではない。国民各自の正当防衛権の行使という程度にとどめるべきであるといふふうに考へるわけであります。むろんアメリカとソビエト、あるいは資本主義と共産主義、あるいは西歐民主主義陣営と共産主義陣営との対立といふことは、これは厳然たる事実であります。しかしそれでも、私も近

いところこの大規模な第三次世界大戦といふようなものがあつたと考へておらないのであります。ソ連などはいかにもやるやうなかつたことをいたしまして、アメリカをして非常な神経過敏に陥らせ、再軍備に狂奔せしめて、そうして有史以來八百億ドルといふまでに大軍備を組んで、全世界に向つてこの再軍備の促進をいたしておるわけであります。これはあつたか

もソビエトの思ひつぽであつて、もつとやつとアメリカが軍備のために金を使ひますならば、おそろくソビエトから見てはその希望するところにはまると

思ふのであります。ほゞ軍備が最高潮に達したといふので、ソビエトは今度は平和政策に轉じて盛んに平和を主張することは御承知の通りであります。現にモスクワでは世界資本主義の代表者を集めて経済會議を開いて平和なる取式の再開をやるやうといふような提案をいたしているわけであります。

スターリンは資本主義と共産主義の共存の可能といふことを宣言いたして共産主義と資本主義とは必ずしもけんかせずに行ける、こゝういふまあ共産主義世界統一論から言へば非常な逆説でありますけれども、そういうことを申しておるくらいであります。かりに本音がどこにあるにいたしましても今のソビエトなり、共産圏が現在の状況において、お互いに非常に充実した武力を持つて、乾坤一擲の大ばくちを打つとは考へられないことでありま

す。もしこの戦いに破れることがありますならば、どちらの陣営にせよ、まづたゞ世界が一方的に統一されるのでありまして、共産の陣営から云へば共産主義が地球上から抹殺される危険があるわけであります。そういう危険を同じつてもやることは考へられないわけであります。それはど處かではないかと考へるわけであります。おそろくアメリカの国内ですでにこゝういふ輿論が強いようでありまして、あまりに軍備に力を入れ過ぎておる、平和産業にもつと力を入れなければならぬといふこと

で、だん／＼また縮小——急に縮小することとはパニックを伴ひ、いろ／＼な経済

上の破綻を伴いますから、これはできない。だん／＼減退して行つて、再び平和産業にもどらうとするころ、再びソビエトなり、共産圏は大いにやうという態勢を示して、また再軍備に奔命に殺れさせる、こゝういふ態度に出るであらうことは共産の戦路にかんがみて容易に予見されるところであります。

ゆえにこゝういふ形でだん／＼冷たい戦争が継続されて行くと思つておられます。日本がこの片棒をかつぐといふやうなことは愚かであり、またその段階にないといふことを私も信じています。がゆえに、決して再軍備、あるいは再軍備に近いことを考へるべきでない。ひたすら国内の経済復興のために全力を傾注すべき段階である。少くもこの数年はこゝういふ段階である。こゝういふ考へ方でありまして、そこで日本の安全は、あくまでもわれ／＼の信ずるところは、集團保障の一員に入りまして、そうしてこの國際的な安全保障にたよるはかたはなわけでありまして、その場合に日本の軍隊を供出せずしてこの集團安全保障の恩恵に浴する、それはあまり過か上過ぎるではないかといふのが一般の考へ方であり、議論であります。私も、私は思つてゐないの

であります。現に軍備なくして國際連合に参加してゐる国も二、三あるものであります。日本はその点について厳肅に全世界に向つて約束をいたしたのでありますから、軍隊以外の道においてこの集團保障に貢献することが日

本日の會議に付した事件

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案(内閣提出第二四号)

○八木委員長 これより會議を開きます。

四月一日

委員田中萬逸君、山口喜久一郎君及び山口六郎次君辭任につき、その補欠として坪井信三君、平井義一君及び川端佳夫君が議長の指名で委員に選任された。

第一類第一号 内閣委員會議録第十四号 昭和二十七年四月一日

本のとるべき道である。かように考へておるわけでありませう。国際警察軍はまだ少しもその形を持つておらないといふことは事実であります。日本がやはりこの二大陣営の争いの渦中にあつて、そして片棒をかつぐといふことであらば、いずれの日に真に軍備なき国を守る国際警察——国際警察軍なるものは軍備なき国を守るためにつくろつておらねばならぬ。これは国際政治における理念でありまして、どの国もみな軍備をもつてやるというなら国際的封建主義を維持して行くことになりまして、決してこの国家連合の理念は達成される日は来ないわけでありませう。日本は過去において非常なあやまちを犯したわけではなく、私は罪惡を犯したものであると考へておるわけでありまして、これを償ふの道は一つ、軍備以外の点において世界平和に寄與することとに世界の安全を守る道を打開するたに、微力なりといへども貢獻することとが、日本国民の世界に対する一つの使命である。こういふふうに考へるものでありまして、言うに足らざるおもちやの兵隊に近いような防衛力をもつて世界平和に寄與せんとするがごときは、むしろ笑ふべき態度であるといわざるを得ないのであります。のみならず、半吞半吐の警察なり軍隊といううなものには国内共産革命の有効な手段となるのでありまして、ソビエトが日本に約二十個師団に近い軍隊を許せといふことを講和条件の一つに提議しておりますやうなことは、皮肉な見方をもつてしまふれば、日本において共産革命を促進する手段となるといふことが予見しておるためであると申すことができると思ふのであります。ブルガ

リアにせよ、ルーマニアにせよ、チエコスロヴァキアにせよ、ポーランドにせよ、みな当時の軍隊と警察とが共産党の味方となつて一夜のうちに革命は成功した。もしあいつら軍隊がなければ、たとい上層部だけを殺したり、おどかしたりいたしまして、あと下の方を味方に引入れて、革命をややすく成功させようといひたしてもできないわけでありませう。そういう意味においても、私は半吞半吐の防衛力といふものは、共産革命を促進する效能こそあれ、これを阻止する力はないといふことを信ずるものでありまして、ますますそういうものを設けることには反対であります。それだけの余力があるならば、結局一千八百億といひ、二千億と申しますが、日本の現在の貧弱なる財政においては歴大なる金でありませう。そういうものを生産力増強と生活の安定と向上のために、少しでもある余裕はこれをささげ、これは国際的にも十分に主張して少しもさしつかえない議論であると私どもは考へておるわけでありませう。従つてこの警察予備隊令を改正する法律案といふものは一見大したものではないように見えまするけれども、予備隊の隊員をさらに三万五千増加する。そして政府御答弁の中にも見えるやうに、将来は名称をかへるだけと言ふけれども、それによつて一種の軍隊化する危険性を持つておる保安隊に編成がえをするといふことが予見されておるのであるから、私どもは賛成するわけに行かぬのであります。むしろわれわれの立場から言ふならば、今日の警察予備隊も、国家警察、自治体警察と分離して独立の軍隊がよい予備隊としておか

で、それ／＼の必要な裝備を持たせたまふ機動的な国家警察の一部として場合によつては自治体警察の一部として編入して、真の意味における警察力の増強に資すべきであると考へております。それが今日の無力なる国家警察自治体警察に筋金を入れることにも相なる、かように考へておるのであります。従つて今回の改正案は、三万五千人を増員するといふのでありまして、それはどうして賛成いたしかねるところであります。その他募集の方法等につきましても若干の憂慮がありませうので、いろ／＼な見地からここに本法案に対しては、日本社会党といったしましては賛成いたしかねる、反対であるといふことを表明いたすものであります。

○八木委員長 青木正君。

○青木(正)委員 私は自由党を代表いたしまして警察予備隊令の一部改正案に賛成いたすものであります。

ただいま鈴木委員の反対の御意見を承つておりますと予備隊が憲法九条で禁ぜられておる戦力であるといふやうな前提に立つての御所論のやうに承るのであります。が、しかしながら私どもはさういふには考へないのであります。言うまでもなく警察予備隊は、警察予備隊令第一条に規定してあるごとく、わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を守るためにできておるのであります。鈴木委員も御指摘のごとく、今日の国際情勢に処しまして日本の独立を守るために、いわゆる直接侵略、外敵の侵略に對しましては、御指摘のごとく日本の財政状態から見まして、なか／＼現実の問題としては困難であることはお話の通りであります。そこ

でわが国といたしましては、日米防衛協定によつてそうした安全保障の道を考へておるのであります。国内につきましては、これはやはりい／＼講和が奏効した後の国内治安といふことを考へますときに、やはり日本は日本としてみずからの力のできるだけ国内治安の維持をはかることとは、これは当然過ぎるほど当然のことである。さういふ意味で講和条約の発効後の国内治安といふ問題を考へてみますときに、現在の警察予備隊の力をもつてしては十分であるといふことは、これはいろ／＼御議論はあろうと思ふのであります。が、大局から見ておそれるべきなことも反対のなところと思ふのであります。さういふ意味で今回新たに三万五千の増員といふことは、現在の日本の情勢から見まして、私どもはこの程度の増員は真にやむを得ないもの、かように存するのであります。従いまして今回の改正は、法制的にも、また現実の面から見しても、私どもは最も妥當なものと存するのであります。なおその他の改正につきましても、増員に伴い、さらにまた今後の警察予備隊の機能を十分に發揮させるために機構の若干の改正、さらにまた募集につきまして地方公共団体にある程度の仕事を委嘱するといふ程度のものであります。従つてその他の問題につきましても、私どもは今回の改正は最も妥當なものと信ずる次第であります。

簡單であります。以上をもつて本案に賛成の理由といたします。

○八木委員長 平川君。

○平川委員 改進黨を代表いたしまして、反対の意向を表明いたします。

われ／＼は自衛力の必要といふことを認めないものではないのであります。ただいま鈴木委員からお話のごさういふ点、その点には同意の点もあり、また反対の点もあるものであります。大体最小限に考へまして、終戦直後に、例のいわゆる二・一・スといふものが起つたのであります。が、かような事態が今後起らないとはだれも保証できない。まづたゞこれは国内的な問題でありませう、さういふ問題一つみではどうして国家の大混亂を阻止することはできないといふことを私は認めざるを得ないと思ふのであります。また外国の教唆等におきまして、これも当然あり得ると私は思ふのであります。ないとして断定することはできません。できないのであります。学者とか宗教家ならばいざ知らず、生身の日本国民の生命を預かつておられます政治家といたしましては、最悪の事態を常に予想して賢明に処処しなければならぬことは私は当然だと思ふのであります。かような意味におきまして、たゞ政府がよく言われますジェット機やあるいは原子爆弾を備えるやうな軍備でないにいたしまして、国内に侵略の手が伸びたといふやうな場合に、これを海岸線において阻止し得る程度の自衛力といふものは、これは私は当然持たなければならぬものだと思ふのであります。その点におきまして、私は今回の警察予備隊の増員は、実質的には少いと思ふ。決して多いとは思われないのであります。けれども先般来いろ／＼問題になつておりますやうに私どもが要望いたしております自衛力の増進といふものは、いろ／＼な点

に考慮を払つておるのであつて、第一番には、どこまでも自主的な自衛力ではなくてはならぬと思う。なるほど自主的な自衛力というやうなことになるれば、いろいろむづかしい問題はありましよう。ただいまのように武器をアメリカから借り、しかも行政協定におきましては、緊急非常事態の発生をいしたしたやうな際には、両国政府が話し合うといふことになつて、一体どこに指揮権があるものやら何やらわからない。あるいは事態が急迫をいたしまして米軍が出動する、おい、お前を出してくれといふやうな相談も何もないといふやうな事態も起らぬとも限らない。かようなことを考えてみますときに、私も、これは必ずしも自主的な国内の防衛であるとは思えないのであります。また今回の方面隊の設置なんかにつきましても、十分に聞きだすことができないのであります。が、その配置等におきましては、やはり憲法第九条の範囲を逸脱をいたしまして、外国を相手にいたしたところの防衛隊であるやうに考えられるのであります。また今回の増員が政府の言つておきますところによれば単なる警察予備隊の増員であると言つておられますけれども、だれしもこれは率直に見まして、いわゆる再軍備への増進であるといふことは明らかなのであります。かようなことに私も反対をいたしましたのは、一つには経済的な理由であります。それはどういふことかといふと、私、鈴木さんとその点は意見が違ふのであります。必ずしも近代戦を戦い得るやうな軍備が必要であるとは思われないのであります。しかしながら列国の共同防衛の態勢の中におい

て、いわゆる最小限の防衛力といふのは、これは考えることができるのであります。しかもその最小限の防衛力といふものは、時間をかけましてなしくずし的にやることこそ日本の最も賢明な道であると思ふのであります。もうすでにそういう危険が予想されております以上は、政府も何やらわからない防衛負担金であるとか、安全保障諸費であるといふやうなものを米国防府の要求通りに出すといふやうなばかなことはしないで、みづからの計画をもつてやるべきであると思ふのです。いよ／＼アメリカが撤退をいたしますよ／＼際には、駐留をやめるときには、元も子もないすつからかんの日本の防衛力であるといふことを私もはおそれるのであります。ほんのわずかも、十分の一ずつでもいいからこれをためて行きたいといふのが、われわれの考え方でありたい。それが結局日本の経済をこわさないと同時に、早く自衛力を充実させて行く道である、こゝういふやうに思ふ、これが一点であります。

それからさらに先ほども申しましたやうに、ほんとうの、国民自体が真に國の危難はみづからの力で守らなきやならぬといふ気魄のこもつた防衛力を私どもはつくりたいのであります。ところが今政府のやつておきます態度から出て来るものは、これは混乱と疑惑以外にはない。こゝういふやうな状態では、国民の自衛を守らうといふやうな意欲が高まるはずがないのであります。しかも思ひに反してこれが反米的な空氣になりつつあるといふことは、これはアメリカに對してしても必ずしも當を得た態度ではないと考えるのであります。かような意味におきまして、今回の予算案の審議にあたりまして、われ／＼は安全保障諸費、防衛負担金等の中には、まだ内容を明らかにし、かつその中に幾分が国自體の計画にまわし得るものがあるかと考えまして、これが究明に乗り出したのであります。しかし政府の答弁からは明らかなものを得られなかつたので、予算案には、この安全保障諸費、防衛負担金の問題を中心にして私もは賛成の意を表するわけには行かなかつたのであります。従いまして、今回の防衛隊の増員にあたりまして、われわれは、政府のそれした行政協定、安全保障条約あるいはさかのぼつて平和条約、憲法第九条の問題、かような問題についての不明朗なる態度から生れ出しました今回の改正案については、どうしても賛成をすることはできないのであります。私も、こゝういふやうな観点に立ちまして本案には反対をいたすわけでございまして。

○八木委員長 今野武雄君。
○今野委員 私は日本共産党を代表いたしまして本案に對して反対の意を申し述べます。
反対の第一点は、この警察予備隊それ自身が、実は日本の憲法に反し、またポツダム宣言を蹂躪し、それから日本の国民生活を破壊する再軍備であり、今回の案は、さらにそれを充実させようとするものであるからであります。政府では、これを盛んに再軍備ではない、軍備ではないといふことを口をきわめて言つておるのであります。が、これは警察予備隊を創設した当分の責任者であるマッカーサー初め、アメリカの政治界、あるいは軍人あるいは官僚、あらゆる人々の一致した指導的な意見であります。それからまた日本においても、自由党並びに政府を除くあらゆる輿論は、全部これを軍備と認めておるわけでありまして。現に日本も、ニッポン・タイムスを見てみまると、AFPの特派員のジョン・フジイ君が北海道を視察に参りまして、北海道の予備隊の状況をつぶさに報道しておられます。これによれば、従来戦前における日本の軍隊の欠陥であつた機動性、それから通信連絡の不十分さ、こゝういふものを十分補つて、さらに前よりも強力な軍隊になつておるといふことをする実例をあげて述べたおられます。そしてフジイ君は、予備隊の各員に對して質問しておるわけでありますが、その質問に對する答によれば、われ／＼は最初は警察官といふ氣持で入つて来た。しかし今では軍隊である。つまり外国の侵略に對する防衛をするんだといふ氣持がはつきりして来ておる。こゝういふことを異口同音に述べておるといふことも報道されております。そして現に／＼な演習などにはいたしまして、相当国民に損害をかけてまで、たとえは山林を荒すとか、その他非常な猛烈な演習をやつておる。これはとうてい普通の警察あるいはその力を補助する、そゝういふ種類のものではない。武器から申しましても、カービン銃とかライフル銃といふものは、飛行機、戦車なども備えるといふやうなことになるのであります。こゝういふことになりましたれば、これはインドネシアや何かの軍隊よりは、はるかに上等な軍隊であるといふことが言えるわけでありまして。そゝういふ

にして、これは自由党と吉田内閣は國民をごまかし、世界の輿論をごまかすつもりでおるかもしれないが、世界は決してごまかされな。日本人もごまかされな。りつばな軍備であり、憲法蹂躪であり、ポツダム宣言蹂躪であり、國民生活を蹂躪するものである、こゝういふ点において反対なのであります。
第二に、これは單なる軍隊ではなくして、外国の軍隊であるといふことあります。これはアイケルバーガー初めアメリカの將軍達がみんな口をそろえて、日本の人的資源を利用しなければ極東戦路は成り立たないといふことを論じておられます。そしてそのためにつくられたアメリカの軍隊であるといふこと、その最も明白な証拠は、今のジョン・フジイ君の書いた中にも、またわれ／＼が得た／＼な情報によつても、また警察予備隊員自身が語るところによつても、予備隊を指揮しているものは外国の將校であるといふこと、それから外国の將校が管理して、演習をするときには外国の將校がわざとあけて倉から出し、そして演習が終れば数を調べて外国の將校が倉へしまし、これは大橋君自身の認められておるところであります。かようなことによつて、これはまったく日本人自身の、独自の意思によつては発動できないやうな、そゝういふ外国の軍隊である。しかも行政協定においても秘密協定がございまして、二十四条には非常な事態の場合には話し合うといふことになつておられます。この日本の防衛を要するやうな非常事態といふのは、はたしていかなる事態であるか、それが非

